

令和6年度介護保険料

65歳以上の方の令和6年度の年間保険料は、7月中旬に送付する納入通知書で確認してください。

特別徴収の方の介護保険料		
4月	仮徴収	原則、今年2月と同額を引き去り ※8月の保険料は変更の場合あり
6月		
8月		
10月	本徴収	7月に確定する年間保険料から仮徴収分を引き、残額を3回に分けて引き去り
12月		
来年2月		

65歳以上の方で、2月に支払われた年金から引き去り(特別徴収)された方は、原則として4月・6月・8月にも同額の保険料が引き去りされます。

なお、4月には徴収額の通知書を送付しません。年金から引き去りされない方は、7月～来年2月の計8回を納付書または口座振替で納めてください。

☎介護保険課☎25・5356

あん摩・はり・きゅうの助成券を交付

☑市が指定した、視覚障害がある、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師から施術を受ける場合に、500円の助成券を年間8枚交付（使用は1回につき1枚）

☑市内に住む70歳以上の方（昭和30年4/1までに生まれた69歳の方を含む）

交付・使用期間 4/1(月)～来年3/31(月)

交付場所 長寿社会課（総合庁舎2階）、各支所・出張所、東部まちづくりセンター（豊岡3の3）

持ち物 住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書

☑令和6年度から申請方法が申請書へ変わります。詳しくは同課まで問い合わせを ☎長寿社会課☎25・6457

福祉コラム

還付金詐欺にご注意を

「医療費や保険料の還付金があり、締切りが今日までです」「後で金融機関から電話があるので手続きをしてください」など、市職員を騙る不審な電話や訪問があったという相談が多数寄せられています。還付金の受け取りのために、公的機関や金融機関の職員がATMの操作を求めたり、高額なプリペイドカードの購入を求めたりすることは絶対にありません。不審な電話や訪問があった場合は、担当課までお問い合わせください。

還付金は、まず文書を郵送します。

還付金の受け取りで次のようなことは絶対にありません！

- 金融機関から手続きの電話がくる
- ATMでの手続きを求める
- 文書ではなく、電話や訪問だけで手続きをする
- 還付手続きの締切りを理由に、市から電話や訪問をする

【詳細】国民健康保険の医療費の還付は国民健康保険課☎25・6247、保険料の還付は納税管理課☎25・5917、後期高齢者医療制度は国民健康保険課☎25・8536、介護保険料は介護保険課☎25・5356



国保特定健診・後期高齢者医療健診は3月末日まで！

健診では20種類以上の病気のリスクがわかります。8,000円相当の検査を500円または無料で受けることができます。年に1度は健診で健康チェックをお勧めします。受診券の再発行が必要な方はご連絡ください。

- ☑●特定健診＝国民健康保険加入者
- 後期高齢者医療健診＝後期高齢者医療制度加入者

☎国民健康保険課☎25・9841、後期高齢者医療健診は☎25・8536



胃・肺・大腸がん巡回検診

実施日	受付時間	会場
4/8(月)	9:00～10:00	春光台公民館（春光台3の3）
4/9(火) 11(木)	8:00～10:00	末広みつわ会館（末広6の6）
4/10(水)	9:00～10:00	北斗町内会館（末広6の3）
4/11(木)	9:00～10:00	末広公民館（末広1の2）
4/12(金)	8:00～10:00	新星町内会館（末広4の5）
4/15(月)	8:00～10:00	末広交友会館（末広4の10）
4/15(月)	9:00～10:00	末広八区会館（末広1の12）
4/16(火)	9:00～10:00	末広東つづじ会館(末広東2の9)
4/17(水)	9:00～10:00	東鷹栖公民館第一分館（末広3の7）
4/22(月) 23(火)	9:00～10:00	春光台地区センター（春光台3の5）
4/24(水)	9:00～10:00	春光台団地集会所(春光台4の5)

☑申込み不要。持ち物や検診料等は問い合わせを。大腸がん検診は、当日会場で受け付け。後日、便を提出 ※旭川がん検診センター（末広東2の6 ☎53・7111）でも受診可。希望者は同センターに申込みを。

☎健康推進課☎25・6315

福祉・保険

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が年金から引き去りになる方へ

4月から、新たに各保険料が年金から引き去りになる方には、3月下旬に引き去り時期や保険料のお知らせを送付します。既に年金から引き去りになっている方（口座振替の申込みをした方を除く）の4月・6月・8月引き去り分の保険料は、原則2月引き去り分と同額です。 ※8月の保険料は変更の場合あり。

☎国民健康保険課☎25・6247、後期高齢者医療被保険者は☎25・8536

点訳奉仕員養成講習会

☑点字の読み書きなどの基礎を学ぶ ☑5/8～来年3/12の毎週水曜日（全35回）13:30～15:30 ☑定30人 ☑申込み5/2(木)までに旭川点字図書館（7の14 ☎23・5555）

点字講習会

☑5/9～来年3/13の毎週木曜日（全35回）10:00～12:00 ☑視覚障害がある方 ☑定15人 ☑申込み5/2(木)までに旭川点字図書館（7の14 ☎23・5555）

夜間・休日の当番医は 北海道救急医療情報案内センター

一般電話からはフリーダイヤル ☎0120・20・8699 携帯電話からは ☎011・221・8699

夜間急病センターの場所・診療時間
市立旭川病院2階（金星町1 ☎25・0297）
午後10時～午前7時30分



4月から 新型コロナのここが変わります

医療費について

コロナ治療薬や入院医療に対する公費支援は終了します

	昨年10/1～今年3/31(日)まで	4/1(月)以降
コロナ治療薬 ●ラゲブリオ ●パキロビッド ●ゾコーバ など	負担割合に応じた金額を一部自己負担（上限額）※1 3割 9,000円 2割 6,000円 1割 3,000円	負担割合に応じた金額を自己負担。負担額の上限は、なくなります※2
入院医療費	高額療養費制度の自己負担分から最大1万円を減額	高額療養費制度の自己負担額

※1＝平均的使用数による薬の価格は約5～9万円です。
※2＝4/1(月)から薬の価格が見直される場合があります。

住民税均等割のみ課税世帯給付金の申請を受け付けています

☎臨時特別給付金担当 ☎76・7415

（受付時間＝平日8:45～17:15）



対象者	昨年12/1時点で市内に住民登録があり、次の全てに該当する世帯の世帯主 ●世帯全員の令和5年度分の住民税が「均等割のみ課税」または「均等割のみ課税と非課税」である ●住民税課税者から税法上の扶養を受けていない方がいる ●住民税所得割が課税となる所得があるのに、未申告である方がいない
給付額	1世帯10万円
申請方法	対象となる可能性が高い世帯には、3/1付で確認書を郵送しています。必要事項を記入し、7/31(木)までに提出してください。詳細は市☎に掲載

健康

医療的ケア児等の相談窓口

日常的に医療的ケアが必要なお子さんなどの支援に関する相談窓口を開設します。

開設日・時間 4/1(月)から・9:00～17:30（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

相談電話 4月以降に市☎に掲載

☎おびった（宮前1の3） ☎詳細は市☎に掲載。令和6年度の予算議決後に事業実施が確定

☎障害福祉課☎25・6476

心の健康に関する催し

断酒会員による酒害相談（予約不要）

☑4/4(木)13:00～14:30 ☑所総合庁舎4階 ☑アルコール依存や飲酒に関してお困りの方とその家族 ☎健康推進課☎25・6364

精神科医師による心の健康に関する相談（予約制）

☑4/24(水) ☑所総合庁舎4階 ☑精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族 ☑事前に保健師の個別相談あり ☎健康推進課☎25・6364